

～ 平成 29 年度 ～

魚沼市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金
《募集要項》

平成 29 年 4 月 25 日(火)募集開始

※予算額に達し次第終了

※ 当補助金に係る取扱について、魚沼市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付要綱に定めるほかは、本「募集要項」によりますので、ご注意ください。

【問合せ先】

魚沼市役所 商工観光課 商工振興室

住 所：〒946-8511

魚沼市大沢 213 番地 1 魚沼市役所湯之谷庁舎

電話：025 - 792 - 9753 FAX:025-793-1016

E-mail：shoko@city.uonuma.niigata.jp

受付時間：8：30～17：15／月～金曜日（祝日を除く。）

平成 29 年 4 月

魚沼市役所 商工観光課 商工振興室

1. 事業の目的

魚沼市には米以外にも素晴らしい商品や製品が多々あります。また、“うおぬま” と言えばブランドと言われるように、全国的にも名が知れ渡っております。現代社会ではインターネット販売の成長が著しく、年代を問わずネットショップの利用は広がっております。しかしながら、当市の事業者等は、その発信力が弱いため、より積極的な販売力が求められています。市では、新たにホームページの立上（リニューアル含む）やネットショップ開設を支援することで商品 PR と情報発信をすすめ、もって地域経済の活性化を図ることを目的に事業を実施するものです。

2. 補助対象者

この補助金の対象者は、次の要件のいずれかに該当する者であること。

(1) 中小企業者等 次の要件のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定する市内中小企業者

イ 市内中小企業者によって組織された同業者組合、商店会、異業種交流団体等の商工団体

ウ 規約を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にして事業実施体制を備えた 3 人以上で組織する団体

(2) 農業者等 次の要件に該当するものをいう。

ア 人・農地プラン(人・農地問題解決推進事業実施要綱(平成24年23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)第2条第1項に規定する計画をいう。)における地域の中心となる経営体

(3) インターネットで会社の周知 PR 活動や商品・製品の販売活動に取り組む事業者

(4) その他市長が認めるもの

3. 申請者の要件

① 中小企業者等の場合は、市内に本社、主たる事業所又は工場を有することとし、農業者等の場合は、市内に住所があること。

② 納付期限の到来した市税を完納していること。

③ 事業が完了した後、効果等に関して市長が実施する調査や啓発事業等に協力する者であること。

4. 募集期間、募集数、応募の制限

この補助事業の募集期間及び募集数は下記のとおりとする。

① 募集期間：平成 29 年 4 月 25 日(火)から(予算額に達し次第募集を終了します。)

② 募集数：先着順に 30 件 (予算執行状況により増える場合があります。)

③ 応募の制限：本事業は平成 27 年度から実施しており、同一事業者への補助金の交付は、年度や内容に係わらず 1 回のみです。

5. 補助対象経費となるもの

この事業の対象経費は、次に定める経費を対象とする。

① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

- | |
|----------------------------------|
| ② <u>交付決定日以降の契約・発注により発生した経費</u> |
| ③ <u>証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費</u> |

【補助事業の重複】

この補助事業の申請にあたっては、他の補助事業との併用はできないものとします。

【消費税の取扱い】

消費税は補助対象外とします。金額は全て消費税を除いた額を申請書等に記載ください。

1. ホームページ作成支援 **注) 市内業者等への外部委託する場合に限る。**

- (1) 新たに開設するホームページの各種コンテンツ制作費用
- (2) インターネットショップ構築に要する費用
- (3) プロバイダー契約料
- (4) サーバー契約料
- (5) 新規回線加入費
- (6) 独自ドメイン取得料
- (7) ホームページ作成ソフト購入費
- (8) その他必要と認められる経費

※ ホームページのリニューアルも上記と同様に支援します。～市内業者等への外部委託

<補助対象外経費>

- ・保守管理費、ホームページを作成する際に直接関係ない経費
- ・ソフト、機器等（デジタルカメラ、スキャナー等）の購入又は賃借等に要する経費
- ・サーバ賃借料、通信費等に要する経費
- ・自社制作する場合の経費

●補助対象経費の取扱いについて

- ・補助対象経費は、当該補助事業のために必要最小限の支出としてください。
- ・契約書、納品書、請求書、領収書、振込明細書等を必ず保管してください。経費の支払が証拠書類等により確認できない場合は、当該経費は補助対象外となります。経費の支払は銀行等振込により行い、補助対象経費以外の支払と混同しないようにしてください。やむを得ず他の支払と一括した場合には、それぞれ区分できる明細を整理保管してください。相殺で行った場合は、原則として補助対象外となります。
- ・銀行振込等で支払う場合の振込手数料は、補助対象外です。ただし、請求書等において振込手数料が取引先等の負担となることが明記され、取引価格の内数となっている場合は、当該振込手数料を補助対象とすることができます

6. 事業期間

この事業の事業期間は、平成 29 年 4 月 25 日以降で交付決定日から平成 30 年 2 月 28 日までとする。

7. 補助率等

補助率 1/2 とし、上限 100 千円。予算の範囲内で交付します。

1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

【注意事項】

※ 事業完了後の補助金交付となりますので、補助事業期間中は必要な資金を自己調達する必要があります

8. 申請手続きの概要

(1) 提出先・お問合せ先

〒946-8511

魚沼市大沢 213-1 魚沼市役所 湯之谷庁舎 商工観光課 商工振興室

TEL(025)792-9753 FAX(025)793-1016 E-mail:shoko@city.uonuma.niigata.jp

受付時間：8：30～17：15／月～金曜日(祝日を除く。)

(2) 提出方法 持参、郵便等で提出ください。

・各様式のデータが必要な方は上記まで連絡ください。(商工振興室に空メールいただければデータを返信します。)

(3) 申請手続きの流れ

①事前相談

市内専門業者にホームページ等を整備するための内容相談及び見積書の徴収。

②補助金交付申請書提出

提出書類 ・ 補助金等交付申請書(様式第 1 号)

・ 添付資料 ・ 別紙 1 事業計画書

・ 詳細見積書写し(市内業者より)

・ 市税等の納税証明書

・ リニューアルの場合は、変更前のホームページの写し

・ 任意団体の場合は、規約、組織図、予算書等

・ その他必要書類

※申請書受付後、市で書類審査を行います。また、必要に応じ、申請書類の記載内容等について申請者へ確認します。

③交付決定

申請書を審査し補助金交付の可否について通知します。通知日以降に業務委託契約を業者と締結し、事業を実施してください。

【注意事項】

※ 交付決定通知前に実施する事業は補助金対象外となります。

※ 交付決定を受けた後、本事業の経費配分若しくは内容を変更しようとする場合(軽微な変更を除く。)又は本事業を廃止しようとする場合等には、事前に承認を受けなければなりません。また、補助金額の増加はできないものとします。なお、軽微な変更とは、本事業の総額又は項目ごとの経費配分が 30%以内の変更の場合です。

④事業実施

業者と調整しながら事業を実施してください。

⑤補助事業実績報告書提出 (平成30年2月28日には必ず提出してください。)

業者に支払い後、速やかに提出してください。

提出書類 ・ 補助事業実績報告書(様式第6号)

- ・ 添付書類 ・ 別紙2 事業報告書
- ・ 請求書と領収書写し(明細のわかるもの)
- ・ ホームページの全ての写し
- ・ 通帳の写し (表紙裏面)
- ・ その他必要書類

※実績報告書類の提出後、実施した事業内容が適正か、市で審査します。

⑥交付確定

実績報告書類の審査後、市が補助金の交付を確定し、補助金額を金融機関口座へ振り込みます。

9. 補助事業における注意事項

(1) 補助事業の経理

補助事業に係る経費について、帳簿や支出の根拠となる契約書、納品書、請求書、振込明細書などの証拠書類については、必ず保管してください。証拠書類等により確認できない場合は、当該経費は補助対象外となります。また、事業が完了した年度の翌年度から5年間は、管理・保存しなければなりません。

(2) ホームページ立上後は、広報周知を行い、顧客やアクセスデータの管理、定期的な商品の入れ替えや更新等に力を入れ、ホームページの管理を行ってください。

(3) 補助金で整備した物品は目的外使用、譲渡、交換や貸付等はできません。また、インターネットの休止、解約、廃業等のないよう十分に検討の上、取組んでください。

10. 運営状況の報告等

魚沼市ホームページ等作成支援事業補助金交付要綱により、交付を受けた年度から3年間は事業効果を調査します。年一回メールにて活用状況のアンケートを行いますので、積極的に情報発信し活用してください。